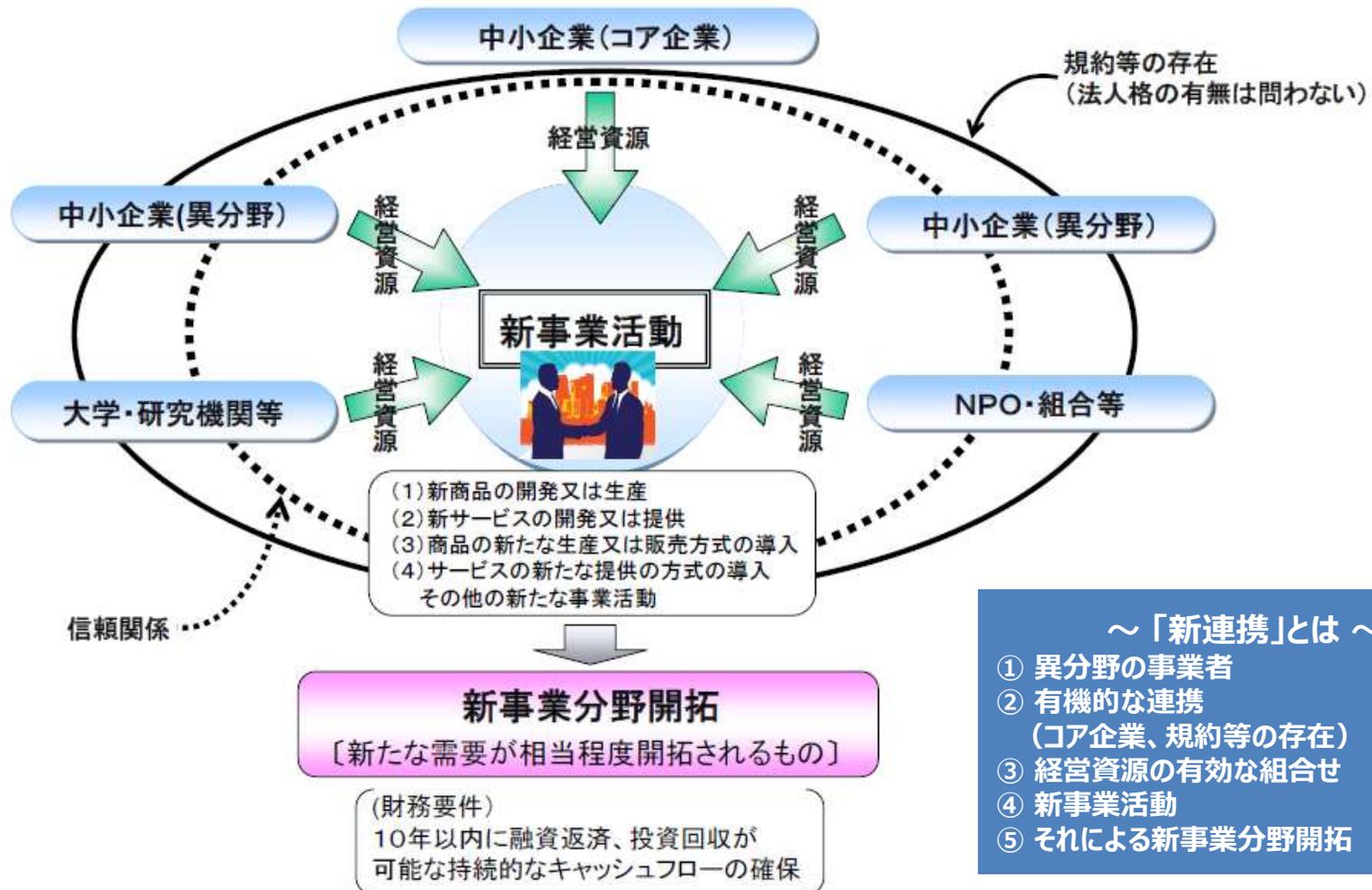


# ■新連携 とは

異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。



# ■新連携事業計画における認定要件①

## 異分野

- 日本標準産業分類における**細分類（4桁）**が異なる
  - ※ 同分類でも持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は、経営資源の実質的内容により判断

## 新事業活動

- 新商品の開発又は提供
  - 新役務の開発又は提供
  - 商品の新たな生産又は販売方式の導入
  - 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ※ 新事業分野開拓が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動であること。  
既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業は対象外。

## 新事業分野 開拓

- 新事業活動によって、市場において事業を成立させること。
  - **需要が相当程度開拓**されることが必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど、**事業として成り立つ蓋然性が高く、継続的に事業として成立**すること。
- ※ 事業計画は3年間～5年間

# ■新連携事業計画における認定要件②

## 財務面

- 新事業活動により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることに。

## 連携体

- 中核となる中小企業（コア企業）が存在し、2以上の中小企業が参加すること。
- 大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能。（ただし、半数以上が中小企業）
- 参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。
- 単に共同購買を行うのみ等の新たな事業活動の創出につながらない連携や、親事業者と下請事業者の取引関係、通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士については、支援対象外。

# ■ 支援対象者（中小企業者の定義）

## （１）中小企業者として対象となる会社と個人

会社、個人（主たる事業として営んでいる業種）	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下	又は 900人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
小売業	5千万円以下	又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	又は 100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	又は 300人以下
旅館業	5千万円以下	又は 200人以下

## （２）中小企業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会			対象となる要件
農商工連携	地域資源活用	新連携	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会			特になし
農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会			
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会			
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会			直接または間接構成員の2/3以上が(1)に示す中小企業者であること
		内航海運組合、内航海運組合連合会	
鋳工業技術研究組合			